

# かごしま外国人材受入優良企業表彰実施要領

## (目的)

第1条 県内企業における外国人材受入体制の向上や外国人材の確保を促進するため、外国人材が働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業を表彰し、その取組を県内企業に周知するとともに、外国人材等へ情報発信する。

## (表彰の種類及び被表彰者数)

第2条 表彰は次の区分により実施する。

- (1) 知事賞 2者以内
  - (2) 優秀賞
- 2 前項(1)の被表彰者以外の候補者で、被表彰者に準じた功績が認められるものについては、優秀賞を授与する。

## (表彰対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件をすべて満たす企業等とする。

- (1) 鹿児島県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行っている企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く）（以下「企業等」という。）であること。
- (2) 外国人材を受け入れている企業等であること。
- (3) 外国人材が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでおり、今後もその活動が期待できる企業等であること。
- (4) 労務管理に万全を期しており、過去3年間において自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- (5) 過去3年間において労働関係法令等の違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係者でない企業等であること。
- (7) 過去に当該表彰において、知事賞を受賞したことがない企業等であること。

## (候補者の公募)

第4条 表彰の候補者は公募することとし、応募又は推薦によるものとする。

2 応募又は推薦は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) メール、郵送、持参での応募又は推薦
- (2) インターネット（電子申請）での応募又は推薦

3 メール、郵送、持参での応募又は推薦の際は、次に掲げる書類を鹿児島県外国人材政策推進課へ提出する。

- (1) かごしま外国人材受入優良企業表彰 応募・推薦用紙（第1号様式）
- (2) 企業概要（第2号様式）

- (3) かごしま外国人材受入優良企業表彰 関係法令等遵守状況報告書（第3号様式）
  - (4) かごしま外国人材受入優良企業表彰 取組状況報告書（第4号様式）
  - (5) 誓約書（第5号様式）
  - (6) 外国人材受入に係る取組を把握する上で参考となる書類
- 4 インターネット（電子申請）での応募の際は、鹿児島県電子申請システムの応募フォームに必要事項を入力し、次の書類を添付の上、応募する。
- (1) 外国人材受入に係る取組を把握する上で参考となる書類
- 5 インターネット（電子申請）での推薦の際は、鹿児島県電子申請システムの推薦フォームに必要事項を入力し、次の書類を添付の上、応募する。
- (1) 企業概要（第2号様式）
  - (2) かごしま外国人材受入優良企業表彰 関係法令等遵守状況報告書（第3号様式）
  - (3) かごしま外国人材受入優良企業表彰 取組状況報告書（第4号様式）
  - (4) 誓約書（第5号様式）
  - (5) 外国人材受入に係る取組を把握する上で参考となる書類

（選考委員会の設置）

第5条 被表彰企業の選考を行うため、外部有識者等で構成される「外国人材受入優良企業表彰」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（被表彰企業の選考）

第6条 別紙に掲げる選考基準に基づき各選考委員により採点及び協議を行い、知事が被表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、毎年1回、表彰状を授与して行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。